

第4回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月9日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 大原庁舎 4階 文教厚生・産業建設常任委員会室
- 3 出席委員(10名)
 - 1番 藤平 正一
 - 2番 関 俊光
 - 3番 松崎 秋夫
 - 4番 池田 誠
 - 5番 増田 伸子
 - 6番 高浦 伸芳
 - 7番 三枝 正直
 - 8番 鈴木 茂雄
 - 9番 鈴木 博善
 - 10番 古川 久芳
- 4 欠席委員(3名)
 - 1番 藍野 道郎
 - 2番 織本 幸一
 - 3番 久我 久
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第4号 農用地利用配分計画(案)についてその他

(開会 午後2時55分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦勞様です。

会議が始まります前に、4月の人事異動により、職員1名が農業委員会事務局に異動となりましたので、紹介させていただきます。

森班長が福祉課に異動したことに伴い、後任として生涯学習課より事務局に配属となりました江澤班長でございます。

(江澤班長あいさつ)

事務局 それでは、只今から令和2年第4回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、6番 織本委員、9番 久我委員、3名であり、出席委員数は、委員総数13名中10名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 続きまして議事に入らせていただきますが、議事に入る前にご報告いたします。

総会の議事録につきましては、毎月総会終了後に事務局で作成し、国に報告しておりますが、今年度からは、前々から農林水産省から通達を受けているように、議事録署名人の押印をいただいた後に、市ホームページに掲載することといたします。

それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番 増田委員、議席番号8番 高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1について説明し

ます。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町椎木字行屋、地目、畑、211㎡、外1筆、2筆合計1,103㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号1につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1について、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 9番 久我委員より「問題なし」との連絡を受けております。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原蔵屋敷の畑773㎡で、貝須賀三叉路の南側に位置します。図面番号2です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は石材店を営んでおりますが、既存の石材加工場横の資材置場が、手狭になったため、隣接農地を取得し、資材置場の拡張を行います。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水について、雨水は自然浸透、汚水・雑排水の発生

なし。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

番号2、本件土地は大原堀合の畑160㎡で、いすみ警察署の北側に位置します。図面番号3です。

申請地は、都市計画法で規定する用途地域内の農地であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅(〇〇.〇〇㎡)です。

譲受人は、現在申請地の近くに住んでおりますが、使い勝手が悪いため、実家や職場に隣接の申請地を取得し、自己の専用住宅を建築します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝に放流します。

全体の所要資金は〇,〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、市建設課より令和2年3月10日付で道路占用許可がなされております。

番号3、本件土地は、大原滝尻の畑1,199㎡で、小佐部堰の北側に位置します。図面番号4です。

申請地は番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は市内で土木建築業等を営んでおり、事業拡大のため、大原地域の拠点となる資材置場を整備します。譲渡人所有の雑種地を合わせて取得し、進入路とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水について、雨水は自然浸透、汚水・雑排水の発生なし。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号4から番号8は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は若山海老川の田1,062㎡で、いすみ市東海土地改良区の西側に位置します。図面番号5です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で太陽光パネル288枚を設置するものです。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和元年8月26日付で事業計画の変更認定がなされております。

番号9、本件土地は日在古屋敷西の畑387㎡で、玉前神社の西側に位置します。図面番号6です。

申請地は番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅(〇〇㎡)及び駐車場(〇〇.〇〇㎡)です。

譲受人は20数年前からサーファーとして一宮町やいすみ市の海岸に通っていました。この地域が気に入り、利便性の良い申請地を取得し、専用住宅を建築します。当面は東京との二地域間居住を行います。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の土地改良施設である水路に放流します。土地改良施設の使用について令和2年3月23日付けでいすみ市東海土地改良区の同意を得ております。

全体の所要資金は〇,〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号10及び番号11は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は、岬町和泉茶戸の畑1,071㎡で、外房こどもクリニックの南側に位置します。図面番号7です。

申請地は、番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で太陽光パネル252枚を設置するものです。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇,〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年5月21日付で事業計画の認定がな

されております。

番号12、本件土地は、岬町桑田矢竹の畑1，345㎡で、古沢郵便局の東側に位置します。図面番号8です。

申請地は、番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で太陽光パネル324枚を設置するものです。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇，〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年11月19日付で事業計画の認定がなされております。

番号13、本件土地は、岬町谷上荒久野谷の田1，789㎡で、谷上隧道の東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で太陽光パネル36枚を設置するものです。

本施設は売電を目的とするものではなく、自家用電気の供給源となる家庭用蓄電システムです。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1から番号3までについて、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。5番 池田です。事務局から説明がありましたけれども、資材置場が手狭になりまして、また、大型トラックの出入りも少なくなく、資材置場と駐車場用地を拡張するものであります。特に問題ないものと思いません。

2番につきましては、都市計画地域であり専用住宅の建築でありますので、特に問題ないものと思えます。

3につきましては、当地区に資材置場が無い場合、事業拡大のため資材

置場用地とするもので、問題ないものと思われま

す。

議長 番号4から番号11について、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 番号4から番号9については、3番 藍野委員より、番号10及び番号11については、9番 久我委員より「問題なし」との連絡を受けております。

私も現地確認をし、別に問題ないと思います。

議長 番号12及び番号13について、2番 関委員の補足説明をお願いいたします。

関委員 はい。2番 関です。現状は柿の畑になっておりますけど、事務局説明のとおりで問題ないと思います。

13については、現状、ぬかるんだ田で非常に景観も良くないので、太陽光パネルが設置されればかなり景観も良くなると思います。問題ございません。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年3月25日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決

定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権12件、貸付者11名、借受者8名、田、37,217㎡でございます。

以上の計画(案)は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用配分計画(案)についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。

農用地利用配分計画(案)につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者4名、借受面積、田、12,634㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画(案)でございます。

以上の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますか、何かありますかでしょうか。

事務局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、ご報告いたします。

今回は3月31日までに回答済の7件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 その他について、他に何かありますかでしょうか。

事務局 はい。

土地改良事業に伴う農用地利用の申出につきまして、ご報告いたします。

令和2年4月3日に岬町桑田地区県営土地改良事業予定地の土地所有者から、土地改良法第3条第8項の規定に基づく、農用地利用申出書による申し出がありました。

この申出書は土地改良事業の施行区域内にある農地以外の土地、山林、原野等の一部若しくは全部について、事業完成後、農用地として利用する旨を農業委員会に申し出るものになります。

内容につきましては、申出件数62件、面積計17,336.08㎡でございます。

なお、この申出書につきましては、令和2年1月から3月の総会で審議していただいた土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく土地改良事業参加申出書と異なり、農業委員会の承認を求めるものではないことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますかでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第4回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、5月の総会ですが、5月7日、木曜日、午後3時から3階の302会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、4月21日（火）から24日（金）の4日間となります。現地確認は4月27日（月）・28日（火）を予定しておりますが、ゴールデンウィーク前であるため、毎年、議案の発送、会長の現地確認等の日程が詰まる傾向にあります。できれば、27日の一日で現地確認を終わらせたいと考えておりますので、そのようにスケジュールの調整をお願いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、総会の会場につきましては、出来るだけ広い場所で開催させていただきたく、当面は、大原庁舎会議室、又は、夷隅庁舎会議室等を利用したいと考えております。

会場に関しましては、議案配布時に案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後3時20分)

議事録署名人

議長

7番委員

8番委員